

2008. 8. 1 法制問題小委員会ヒヤリング資料

## 「研究開発目的の著作物利用」について

社団法人日本文藝家協会 著作権管理部

## I 当協会著作権管理部での許諾の現状

現在、企業が研究開発のために録音等のデータを蓄積し複製する行為については、許諾申請を受け有償にて許諾をしております。 参照①

独立行政法人国立国語研究所の「KOTONOHA」での著作物使用については、著作権者の許諾を必要とするが、国語にかかわる研究であり、文藝家協会としては個々の会員に著作物使用料なしでの協力を要請し、著作権管理部の扱い業務とはしなかった。関連5団体(日本児童文学者協会/日本児童文芸家協会/日本推理作家協会/日本文藝家協会/日本ペンクラブ)で協議し、それぞれの会員への協力要請をお願いした。

参照②

## II 「研究開発目的」の範囲が不分明

学術研究(教育・学術)の為の著作物利用と企業の製品開発のための著作物利用との違いなど不分明なため、運用の範囲が不明瞭である。企業の研究開発は、当然製品化のために研究が進められているのであろうから、著作物使用にあたってはその対価が必要であると当協会は判断するが、委員会の議論の中で明確に分けていただきたい。

※ ①, ②については Xインテ-ブルにのみ 配布  
(事務局注)